

協議第54号

学校教育関係事務事業の取扱い(その2)について

学校教育関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。

平成16年7月28日提出

美方町・村岡町・香住町合併協議会
会長 岩槻 健

協定項目	3 - (12)	各種事務事業の取扱い 学校教育関係事務事業の取扱い(その2)
<p>1. 就学援助に関すること (1) 準要保護児童生徒に対する就学援助は、現行のとおり新町へ引き継ぎ、学校給食費に係る支給率は、美方町、香住町の例により合併時に統一する。</p> <p>2. 校外活動補助に関すること (1) 校外活動に対する補助は、現行の3町の制度をもとに調整し、合併時に再編する。</p> <p>3. 英語指導助手招致事業に関すること (1) 英語指導助手招致事業は、現行のとおり新町へ引き継ぐ。</p>		

平成 年 月 日確認・継続協議